

市立釧路総合病院
入院セット提供業務
プロポーザル実施要領

1 プロポーザル実施要領の位置づけ

この要領は、市立釧路総合病院（以下、「当院」という。）において、患者サービスの一環として、入院準備物として必要な病衣やタオル等の入院セットを提供する業務について、事業者をプロポーザル方式により募集及び選定することについて定めるものである。

プロポーザル実施要領は、以下により構成される。

- (1) プロポーザル実施要領
- (2) 添付資料

別添資料 1 市立釧路総合病院入院セット提供業務 仕様書

別添資料 2 市立釧路総合病院入院セット提供業務 提案様式集

プロポーザル実施要領等の全ての資料は、このプロポーザルに参加する者が提出書類を作成する上での前提となる。

2 プロポーザルに付する事項

- (1) 事業名 市立釧路総合病院入院セット提供業務
- (2) 事業概要 事業者は、市立釧路総合病院において、別に定める仕様書に基づいた入院セット提供業務を行う。
- (3) 事業期間 令和 5 年（2023 年）2 月 1 日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで

3 スケジュール

実施事項	日程
プロポーザル参加申請書等提出期限	令和 4 年 8 月 31 日（水）16:30 まで
プロポーザル実施要領等に関する質問の提出期限	令和 4 年 9 月 15 日（木）16:30 まで
プロポーザル提案書等提出期限	令和 4 年 9 月 29 日（木）16:30 まで
ヒアリング審査	令和 4 年 10 月 19 日（水）
審査結果通知予定	令和 4 年 10 月 25 日（火）

※ プロポーザル参加申請、提案書等提出は、平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分の間とする。
また、当院を訪問する場合には、事前に 12(2)に連絡し、アポイントを取ること。

4 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式による。

事業者の選定は、公募に応じた参加者から提出された提案内容及びそのヒアリング審査により、その適性を総合的に判断し、当該業務を実施する事業者を選定する。

5 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後または再生手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (3) 釧路市暴力団排除条例第 2 条に規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。
- (4) 公告の日から協定書締結の日までの間に、釧路市長から指名停止等措置を受けていないこと。
- (5) 当院が指定する期日から「市立釧路総合病院入院セット提供業務仕様書」に基づき、事業の実施を行うことができること。(第一交渉権者選定後から本事業に関する準備を開始し、当院が指定する期日より本事業に係るサービス提供が可能な体制を構築すること。)
- (6) 北海道内に本店、または支店、営業所(法人登記していること)があること。
- (7) 業務の一部または全部の遂行が困難となった場合に備え、代行による体制を整備していること。

6 プロポーザル参加申請書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加申請書及び関係資料を提出しなければならない。

- (1) 提出期間 前記 3 による。
- (2) 提出場所 後記 12 (2) とする。
- (3) 提出方法 持参または郵送(ただし、郵送の場合は提出期日必着のこと)
- (4) 提出書類
ア プロポーザル参加申請書(様式 1)
イ 誓約書(様式 2)
ウ 前記 5(6)の要件を満たすことを証明する書類

7 プロポーザル説明会等

プロポーザル説明会は行わない。

8 プロポーザル実施要領等に関する質問

プロポーザル実施要領等に対する質問がある場合は、所定の様式を用い、電子メールに添付して後記 12 (2) 宛に送信すること。なお、質問書を電子メールで送信した場合における着信確認は、提出者が行うこと。

- (1) 提出期間 前記 3 による。
- (2) 質問資格 プロポーザル参加申請書提出者からの質問のみ受け付ける。
- (3) 質問の様式 様式 3 を用いること。
- (4) 回 答 実施要領等に関する質問に対する回答は、質問者が様式 3 に記載した担当者宛に、電子メールにファイル添付して行う。全ての質疑に対する回答はプロポーザル参加者すべてに通知する。なお、本回答はプロポーザル実施要領等のすべての資料と同様の効力を持つ。

9 プロポーザル提案書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、「別添資料 2 市立釧路総合病院 入院セット提供業務仕様書提案様式集」に従い、プロポーザル提案書及び関係資料を提出しなければならない。

- (1) 提出期間 前記 3 による。
- (2) 提出場所 後記 12 (2) とする。
- (3) 提出部数 「別添資料 2 市立釧路総合病院 入院セット提供業務提案様式集」による。

10 ヒアリング審査の実施

プロポーザル提案書等の提出を踏まえ、後述の「市立釧路総合病院 入院セット提供業務候補者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において、参加者に対するヒアリング審査を以下の通りに行う。

- (1) 実施日時 前記 3 による。また、審査開始時刻は別途、当院より通知する。
- (2) 実施場所 別途指定する。
- (3) 実施内容 ヒアリングで求める内容は、提案書に関する説明のほか、当院からの質疑に対する回答とする。審査時間は 1 事業者当たり 40 分(説明時間 20 分、質疑応答 20 分)とする。
- (4) 参加者数 各参加事業者 4 名以内の参加とする。
- (5) その他 ヒアリング審査で、パソコン等を使用したプレゼンテーションを行う場合には、後記 12(2)の担当者へ連絡し機器使用等についての調整を行うこと。
なお、当日の機器等の設定に要する時間はヒアリング審査の時間に含まないものとする。

11 第一交渉権者の選定

- (1) 本事業の候補者を選定するにあたり、提案書及びヒアリング内容の審査及び評価を行うため、選定委員会を設置する。
- (2) 選定委員会において、提案書及びヒアリング内容について公平かつ客観的に審査を行い、評価項目に対する総得点の最も高い参加者を第一交渉権者とする。
- (3) 第一交渉権者として選定された者と、市立釧路総合病院入院セット提供業務に係る契約締結の交渉を進める。ただし、その者が入札参加停止措置を受けることになった場合や、辞退その他の理由から当業務の実施が不可能となった場合には、次点者と交渉を行うものとする。
- (4) 次に掲げる事項のいずれかに該当するプロポーザルは、無効とする。

ア プロポーザルについて不正の行為があったとき

イ 虚偽の申請を行った者

ウ プロポーザルに関する条件に違反した者

(5) 審査結果の通知

審査結果は、すべての参加者に書面により通知する。

(6) 参加者の提案書等の公表

すべての参加者の提案書等は公表しない。

12 その他

(1) 費用負担・提出書類の取扱い

このプロポーザル実施要領に定めた資料の作成等に要する費用は、参加者の負担とし、提出された書類又は資料は返却しない。

(2) 担当部署

〒085-0822 北海道釧路市春湖台1番12号

市立釧路総合病院 事務部医療管理課 診療情報管理担当(倉地・城)

電話 0154-41-6121(代表) 内線 1330 FAX 番号 0154-41-8577

電子メール kh530204@kushiro-cghp.jp